

芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のための
文化芸術団体の機能等に関する検討会議

令和6年6月24日
文化庁次長決定

1. 趣旨

我が国が世界に誇る資産である文化芸術をグローバルな世界で継承・発展させていくためには、我が国独自の文化的な土壌の中で、多様な芸術家が尊厳をもって自由に創造活動を行う環境を醸成することが必要である。

また、「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」の策定や「文化芸術活動に関する法律相談窓口」の設置をはじめとした、政府における各種の取組については、上記の内容を実現する必要な施策として推進されている。

こうした取組を一層推進するためには、文化芸術の各分野において芸術家やスタッフ等の諸活動を支え、個々の芸術家等を超えた横断的な課題に取り組む文化芸術団体の存在と役割も重要である。既に一部の団体においては、各種情報の周知や研修会、芸術家等の個人が直面する課題への相談や解決の援助といった独自の取組が行われているところであるが、広く文化芸術界において、持続可能な文化芸術活動の活性化という点も考慮して各団体が主体的かつ自律的に芸術家等個人の課題に対応する取組を進めることが求められる。

このような取組は、官民をあげて文化芸術分野に対する投資拡充の気運が高まる中、文化芸術活動への社会的な信頼性を高めるうえでも重要である。

このため、上記の観点から文化芸術団体に求められる機能等を整理し、その内容の実行にあたり必要な方策を検討するため、本会議を設置する。

2. 検討事項

- (1) 芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のために文化芸術団体に求められる機能等
- (2) (1) の内容の実行にあたり必要な方策
- (3) その他

3. 開催方法

- (1) 検討会議は、別紙に掲げる委員で組織する。
- (2) 検討会議には、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (3) 検討会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めるものとする。
- (4) 検討会議は、原則公開とする。ただし、個人情報を含む事項を扱う場合その他正当な理由により非公開とすることが適当と認める場合は、非公開とするこ

とができる。

4. 設置期間

令和6年6月24日～令和7年3月31日

5. その他

検討会議の庶務は、参事官（芸術文化担当）その他の関係各課室の協力を得て、文化庁文化経済・国際課において処理する。

芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のための
文化芸術団体の機能等に関する検討会議 委員名簿

(敬称略・五十音順)

おおaura 大浦	としまさ 俊将	一般社団法人日本映画制作適正化機構事務局長
おおくら 大倉	げんじろう 源次郎	能楽師（小鼓方大倉流十六世宗家）、公益社団法人能楽協会副理事長
かわしま 河島	のぶこ 伸子	同志社大学教授
くわばら 桑原	ひろし 浩	公益社団法人日本オーケストラ連盟参与
こばやし 小林	としあき 利明	弁護士
こばやし 小林	まり 真理	東京大学教授
たけもと 竹本	おりたゆう 織太夫	人形浄瑠璃文楽太夫
たざわ 田澤	ゆういち 祐一	公益社団法人落語芸術協会常任理事兼事務局長
てらだ 寺田	こう 航	全国舞台テレビ照明事業協同組合専務理事、 一般社団法人日本舞台技術スタッフ団体連合会専務理事（代表理事）
ひさの 久野	あつこ 敦子	公益財団法人セゾン文化財団常務理事
ふくい 福井	けんさく 健策	弁護士
まるやま 丸山	ひでみ ひでみ	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会理事
やまだ 山田	ひでお 秀雄	弁護士、公益財団法人橘秋子記念財団理事長